

(別記)

日程第四案ニ対スル決議文

日本労働総同盟東同盟會大正十四年度大會ハ貴協決
聯合會カ社會局草案ヲ労働組合法案中ニ第一條ニ
十二條ニ及対シツ、アルヲ見ルニ労働者ノ團結權ヲ
闕セシトスル意志アル事明カナリ
吾等ハ労働組合ノ本質ヲ闡明シ、須知ナル貴聯合會ノ
態度ニ斯子トシテ及対シ其猛省ヲ促スモノナリ

右決議ス

大正十四年九月六日

議長

岡野

實

副議長

内田

英